

種別	番号	題名	主管課
公告	417	開発行為に関する工事の完了について	まちづくり指導課
公告	418	地域農業経営基盤強化促進計画の案の縦覧等について	農政総務課

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市公告第 417号

令和 7年 7月23日

姫路市長 清 元 秀 泰

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

記

1 許可年月日及び許可番号

令和6年12月5日

姫路市指令土 第1-57号（24）

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

姫路市別所町佐土字西芝崎829番1の一部及び831番2の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

加古川市加古川町平野480番地

有限会社関西住宅センター

取締役 秋山 功男

姫路市公告第 418号
令和 7年 7月23日

姫路市長 清元秀泰

地域農業経営基盤強化促進計画の案の縦覧等について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めるため、地域計画の案を作成したので、同法第19条第7項の規定に基づき、この公告の日の翌日から起算して14日間（令和7年8月6日（以下「縦覧期間満了の日」という。）まで）姫路市農林水産環境局農林水産部農政総務課及び姫路市ホームページにおいて縦覧に供する。

なお、上記の縦覧期間中に利害関係人は、同法第19条第7項の規定に基づき地域計画の案に対して、本市に意見書を提出することができる。

1 地域計画の案を作成した地区

- (1) 置塩地区 山富

2 地域計画の案

姫路市農林水産環境局農林水産部農政総務課及び姫路市ホームページにおいて縦覧する。

3 意見書の提出等

- (1) 提出先 姫路市農林水産環境局農林水産部農政総務課
- (2) 提出方法及び提出期限

郵送、FAX又は電子メールによる提出のみとし、電話による意見は受け付けない。提出期限は、縦覧期間満了の日とする。

なお、郵送によるものは縦覧期間満了の日の消印のあるものまで、FAX又は電子メールによるものは縦覧期間満了の日中に送信されたものまでを提出期限内に提出されたものとする。

郵送：〒670-8501

姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所農政総務課

FAX：079-221-2996

電子メール：noseisomu@city.himeji.lg.jp

- (3) 提出に当たっての注意事項

ア 意見書は、地域計画の案に対する意見以外の事項を記載して提出することは

できない。

イ 意見書には、個人の場合にあつては氏名及び住所を、法人の場合にあつては法人名、代表者名及び事業所の所在地を記載すること。

ウ 提出のあつた意見には個別の回答はしない。

(4) 意見書の処理方法

提出された意見については、必要に応じ地域計画の変更案の修正意見として取り入れることとする。

